

- 日本公庫資金円滑化貸付事業について（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付金の使途</p> <p>本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金においては、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、原則として本措置の対象外とするが、<u>福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱（令和8年4月1日付け7農産第5031号農林水産事務次官依命通知）第5第1項第3号</u>に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付金の使途</p> <p>本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金においては、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、原則として本措置の対象外とするが、<u>福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知）</u>に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

- この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- この通知の施行の日前に、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通される補助残融資資金については、なお従前の例による。